

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
一宮市
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積であるかどうか）、10月25日において、かい廃等が行われていないかどうか。
- (3) 生産調整実施者の確認方法
本協議会による現地確認又は農業共済組合から提供された情報。
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局（消費・安全部地域第4課）から提供された情報。
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
助成要件を満たす作物が、同一年度内に複数回作付けされた場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
- (6) その他の共通事項
該当なし。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり利特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		1,344,000	1,344,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分						
	担い手集積加算						
計		1,344,000	1,344,000				

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業				担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
2D3	協議会運営費		1,200,000				1,200,000			
311	転作作物作付助成(団地化助成)	0.576	144,000				144,000			
	米価下落等の補てん (基本部分)									
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分								
		(前年度分)								
	計		1,344,000				1,344,000			

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	協議会運営費
用途の分類(記号番号)	2 D 3
具体的内容 [支出の項目]	協議会自らが取り組む一宮市地域水田農業ビジョンに掲げた「地元産米の消費拡大」という目標を目指した販売促進活動の経費に充てる。 事務等経費 1,200,000円
効果	地元産米の消費拡大を通し、消費者に地産地消の良さ・重要さと地元産米のおいしさが理解されることにより、地元産米のPR効果並びに特産化へつながる。それにより、担い手への農地集積、ひいては水稻生産の質的向上にも資する
助成要件 [支出の対象]	以下の全て要件を満たすこと 米の消費拡大イベント 地元産米の販売活動であること。 実施計画書が作成されていること。 経費は実費の範囲内であること。 印刷製本費、役務費、消耗品費は上記、の要件をみたまので、事務等経費のものとする。 印刷製本費：チラシ、消耗品費：試食用米・シール 役務費：推進チラシ折込料 学校給食対策イベント

	<p>学校給食に関する米の活動であること。</p> <p>実施計画書が作成されていること。</p> <p>経費は実費の範囲内であること。</p> <p>学校給食対策費：チラシ、地産地消費費</p>
確認方法	<p>、 の要件については、実施計画書・実績書（写真等）の確認。</p> <p>の要件については、出費経費の領収書・実績書の確認。</p> <p>印刷物については、成果品の確認。</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>実費（上限 1,200,000 円）</p> <p>水田農業構造改革対策実施要領別紙 11 より</p> <p>米の消費拡大イベント 事務等経費 印刷製本費 300,000 円（特別栽培米消費拡大チラシ 30,000 枚 300,000 円）</p> <p>消耗品 400,000 円（試食用特別栽培米 800kg 400,000 円）</p> <p>学校給食対策イベント 事務等経費 消耗品 500,000 円（特別栽培米地産地消に対する経費 特別栽培米 200 俵 460,000 円、印刷用紙 40,000 円）</p>
単価調整方法	<p>（当初計画より実績が増加した場合）地域協議会の構成団体の助成金より不足分を補う。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（団地化助成）
使途の分類（記号番号）	311
具体的内容 [支出の項目]	水田におけるれんげ、コスモスなどの景観形成作物又は転換畑にて特別栽培作物を団地化して作付けした場合、作付面積に応じて作付けを行った農業者に対して定額助成を行う。
効果	<p>耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>環境に配慮した作物作付けにより、転換畑の有効利用と環境循環型農業の推進に資する。</p> <p>消費者が求めている、安心・安全な特別栽培作物の産地づくりを資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>次のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、一宮市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により生産目標数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整の実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。

・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付しているものであることとする。

・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

・実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は実際の耕作者が、権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けており、実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っている実際の耕作を行っている農業者。

その他の要件

・地域における景観の形成に寄与するものとして、れんげ、コスモス、菜の花、ひまわり、花ショウブ、スイセン、ケイトウ。転換畑（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号。）第5に定められたもの）にて、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにて適合し、適正な管理が行なわれた作物。

・助成要件を満たす作物が、同一年度内に複数回作付けされた場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

・当該年度に水稲の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。

・50a以上の連担団地を構成していること。連担していることの判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。連担していることの判定にあたっては、対象作物と同じ作物が作付けられている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在していても構わないものとする。

<p>確認方法</p>	<p>協議会をまたがって耕作している者の取扱い</p> <p>・申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、愛知県内の市町村にあっては本地域協議会が確認を行なうものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は本協議会が確認するものとする。</p> <p>生産調整実施者</p> <p>本協議会による現地確認又は農業共済組合から提供された情報。</p> <p>集荷円滑化対策に係る抛出</p> <p>東海農政局（消費・安全部地域第4課）から提供された情報。</p> <p>助成水田</p> <p>水田台帳、過去の生産調整実績等。</p> <p>（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）</p> <p>作付面積</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。</p> <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと。 現地見回り（確認日：景観形成作物については、開花時期にあわせて行う、水稲の作付けが行われていないこと及び転換畑は、8月1日（地域協議会会長が定めた月日））</p> <p>特別栽培作物判断は、農林水産省のガイドラインで示されている確認責任者の確認をとる。</p> <p>平成16年から18年に畑地化したことの確認方法</p> <p>本協議会による現地確認又は農業共済組合から提供された情報。</p> <p>規模要件</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。</p> <p>連担要件</p> <p>ほ場位置図</p> <p>その他</p> <p>全作業受託等の場合、受委託契約書の写し。</p>
<p>助成水準 [積算の根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>れんげ、コスモスなどの景観形成作物の作付け 25千円以内 / 10a</p> <p>転換畑にて、特別栽培作物の作付け 25千円以内 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>協議会において、農業者からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 144千円 / 交付申請額 × 25千円</p>

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する

場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。

- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - （1） 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - （2） 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - （3） 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「（1）総括表」及び「（ア）産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。